明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分の一部を改正する件の一部を改正する件（金融庁二二）　一
○農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（金融庁・農林水産一）　二
○漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（同二）　二六〇
○農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件（同三）　五六〇
○漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件（同四）　五八四
○農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件の一部を改正する件（同五、六）　六〇七
○農業協同組合法施行令第十条第十一項第五号及び第六十二条並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十五条の五第二項、第十六条第二項及び第四項から第六項まで並びに第十七条第一項及び第二項の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める告示の一部を改正する件（同七）　六一四
○水産業協同組合法施行令第十条第十一項第五号及び第二十九条並びに漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十三条の五第二項、第十四条第二項及び第四項から第六項まで並びに第十五条第一項及び第二項の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める告示の一部を改正する件（同八）　六一五